

集団的自衛権「9条の範囲内」

安保掲げ憲法逸脱

法制懇の報告全文入手

安倍晋三首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告書の全文を朝日新聞が入手した。他国を守るために武力を使う集団的自衛権の行使は憲法9条の定める「必要最小限度」の自衛権の範囲内だとし、憲法解釈の変更を求めるなど、憲法の根幹を揺るがす内容だ。

政府は現在の憲法解釈で、日本が直接攻撃を受け、日本が直接攻撃を受け

最高法規を「骨抜き」

安保法制懇がまとめた報告書の最大の問題は、安全保障論を理由に、国の最高法規である憲法を「骨抜き」にしてしまったことだ。憲法が最高法規とされるのは、権力を縛る役割があるからだ。「持っているが、行使できない」という集団的自衛権の今の解釈は1981年に確立した。それ以降、自民党を中心とした歴代政権は、憲法が権力を縛るといふ立憲主義のもと、その解釈を守ってきた。イラク戦争に自衛隊を送った小泉純一郎元首相も、この解釈を

崩さない範囲で派連する」と主張し続けた。つまり今の憲法解釈は、国民に選挙で選ばれた政治家たちが政府と一体になって、80年以上にわたって積み重ねてきた結果であり、いわば憲法そのものだ。しかもその解釈は9条という憲法の根幹にかかわる。その憲法解釈を「安全保障環境の変化」という一点突破で変えるよう求める今回の報告書は、「権力を縛る」という立憲主義から完全に目を背けている。安保法制懇メンバー14人は、元外務事務次官、元防

衛事務次官、国際法の学者ら、外交・安全保障を専門とする委員がほとんどで、全員が行使容認に賛成の立場だ。その委員は安倍晋三首相自らを選んだもので、報告書は、安倍氏の書函に沿った結論ありきの内容といえる。仮に安倍氏がこの報告書を受け、憲法解釈の変更で行使を認めれば、ときの首相の意向次第で憲法解釈を変えられる前例をつくることになる。それは安倍氏に続く首相を縛ることができない「骨抜き」の憲法を残すことを意味する。（蔵前勝久

- 2面―抱える矛盾
- 3面―世論調査に違い
- 4面―「歯止め」不透明
- 5面―報告書書言

小限度の範囲に当たらない」として認めていない。しかし、朝日新聞が入手した報告書は、北朝鮮のミサイル開発や中国の国防費の増大などを挙げ、日本を取り巻く安全保障環境の変化を強調。「安保環境の変化にもかかわらず、憲法論の下で安保政策が硬直化するようでは、憲法論のゆえに国民の安全が脅かされることになりかねない」と主張している。さらに、「我が国が本当に必要最小限度の範囲として国民の生存を守り、国家の存立を全うすることができるかの論証はなされていなかった」とこれまでの政府の対応を批判。憲法が認める「必要最小限度」の自衛権の範囲に、集団的自衛権を含める憲法解釈に変え



「反対」の輪 国会を囲む

集団的自衛権の行使容認に反対する市民たちが国会周辺で旗断などを手に抗議の声をあげた。主催者発表で約2500人が手をこたえあい、「人間の鎖」で国会を取り囲んだ。13日、陸奥剛撮影（33面に記事）

るよう政府に求めている。報告書は、政府が長年にわたって集団的自衛権を行使できないとする憲法解釈を維持してきたことについても「そもそも憲法には個別的自衛権と集団的自衛権

についての明文の規定はなく、我が国政府は憲法改正ではなく、個別的自衛権も憲法解釈を整理することによって認められるとした経緯がある」と指摘。憲法学者の間でも慎重論が強い

憲法解釈の変更を正当化している。安保法制懇は15日に首相に報告書を提出する。首相は最終的に報告書を受けて同日夕に記者会見し、「政府として検討の進め方についての

基本的方向性」を発表し、与党の自民、公明両党に検討を要請する。首相は最終的に、行使を認める憲法解釈変更の閣議決定を目指しており、報告書はその土台となる。